

吹田市納税通知書用封筒広告掲載取扱要領

制定 平成 19 年 10 月 9 日
最近改正 平成 28 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、吹田市広告掲載要領（以下「掲載要領」という。）に定めるもののほか、本市が納税通知書を発送する際に用いる封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲及び種類)

第 2 条 封筒に掲載する広告の範囲は、掲載要領第 3 条に定める基準に該当するものとし、封筒に掲載可能な印刷による広告とする。

(広告の規格等)

第 3 条 広告の規格、掲載位置等の広告掲載の取扱に関する必要事項については、税務部長が別に定める。

(広告の掲載料)

第 4 条 広告の掲載料（以下「広告料」という。）については、税務部長が別に定める。

(広告掲載期間及び発送予定枚数)

第 5 条 広告掲載期間及び発送予定枚数については、税務部長が別に定める。

(広告掲載の募集及び広告掲載の申込方法)

第 6 条 広告掲載の募集及び広告掲載の申込方法については、次のとおりとする。

- (1) 広告掲載の募集は、広告の規格、封筒の用途、発送予定枚数、応募方法、募集期間その他必要な事項を明らかにして、市報すいた及び吹田市ホームページに掲載し、公募する。
- (2) 募集期間が過ぎても広告掲載の希望がない場合は、団体又は企業に個別に広告掲載を案内することができる。
- (3) 広告掲載希望者は、吹田市納税通知書用封筒広告掲載申込書に掲載しようとする広告掲載原稿を添えて、募集期間に市長に申し込まなければならない。
- (4) 募集期間については、税務部長が別に定める。

(掲載の優先順位)

第 7 条 広告掲載を決定する場合の優先順位は、次のとおりとする。ただし、優先順位の基準においても広告掲載の承認を受ける者を決定できないときは、抽選により決定するものとする。

- (1) 公社、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある法人（前号に掲げるものを除く。）であって、市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 前 2 号に掲げる以外の法人又は自営業者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの
- (4) 前 3 号に掲げる以外の法人又は自営業者

(広告掲載の決定)

第 8 条 市長は、広告掲載希望者から第 6 条第 3 号に規定する広告掲載の申込みが提出されたときは、掲載要領第 3 条の基準により審査し、広告掲載の可否を決定しなければならない。

2 前項の決定を行う場合において疑義が生じたときは、掲載要領第 6 条の吹田市広告審査委員会に審査を要求することができる。

3 第1項の決定をしたときは、広告掲載希望者に速やかに通知するものとする。この場合において、広告内容の補正等の条件を付することができる。

(広告料の納付)

第9条 前条の規定により掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載の決定後、広告料を市長が指定する期日までに一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告に関する責任)

第10条 掲載要領第5条で定めるもののほか、広告掲載原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

(損害賠償等)

第11条 広告掲載により発生した広告主の損害については、本市は賠償の責任を一切負わないものとする。

2 広告主が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が広告掲載によるものであっても、本市は賠償の責任を一切負わないものとする。

3 広告主の責任により封筒の広告掲載ができなくなった場合において、既に本市が執行し、又は執行予定の経費があるときは、すべて広告主が負担するものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第12条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告掲載原稿の提出がなかったとき

(2) 指定期日までに広告料の納付がなかったとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載に支障があると認めるとき

(広告料の還付)

第13条 既納の広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

2 還付する広告料には、利子を付さない。

(委任)

第14条 この取扱要領の施行について必要な事項は、税務部長が別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成28年12月1日から施行する。